[redacted]３月２５日

[redacted] 殿

[redacted]学長
[redacted]

通報事案に関する本学の対応について（通知）

貴殿からの通報については、下記の理由により、公益通報事案として調査を行うべき事案ではないと判断しましたので通知します。

記

理由

- 通報された本事案を調査するに当たっては、被害者とされる女性と面談して事情を直接聴取する必要がある。内容の真偽を確認するためには、被害者とされる女性に対して、[redacted]年以上も前の当時の状況を調査することは，ハラスメントの２次被害を大学が発生させる懸念がある。
- 仮に本事案が発生していたとしても，すでに発生時から[redacted]年以上経過しており、「[redacted]大学公益通報者等の保護に関する規則」第１条でいう「不正行為の早期発見とその是正」は極めて困難な状況にある。
- 被害者のプライバシーや現在平穏に生活しているという法的利益を本学が侵害してまでも，本事案の調査を行う公益性や必要性はないと判断する。